クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第三十七号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

２　試験委員は、知事が指名する職員をもつて充てる。

第八条の次に次の一条を加える。

（試験の実施に係る意見聴取）

第八条の二　知事は、試験の実施に当たつては、洗濯物の処理に関する学識及び技能を有する者から意見を聴くものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。